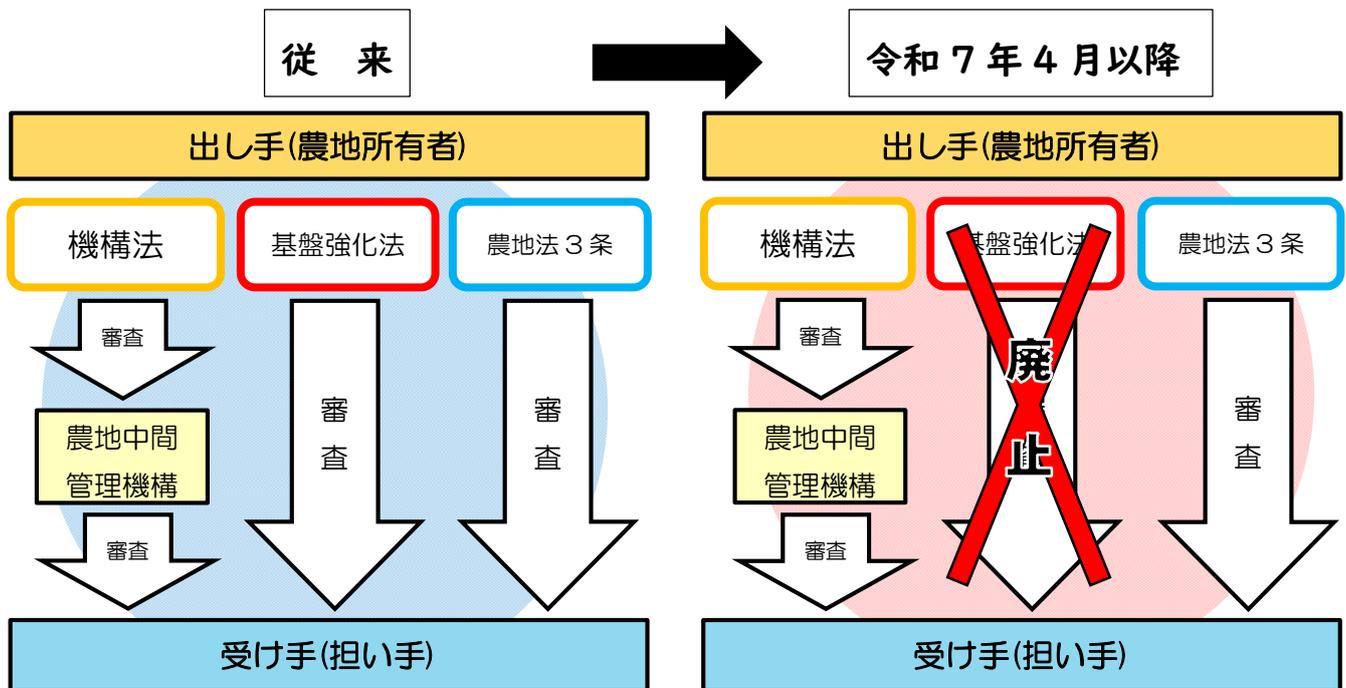


農業者のみなさんへ 農地の賃貸借・売買の方法が変わります!

農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、農地の賃貸借・売買の方法が令和7年4月から変更されます。



令和7年4月以降の各種手続き方法の比較

手続方法	機構法	農地法3条
契約方法	秋田県農業公社を介した契約	相対で契約
賃借料等の支払	金銭（口座決済のみ）	金銭（現金受渡・口座決済）または物納
申請方法	町農業公社または町農業委員会で契約内容及び書類を審査後、県農業公社に契約書等を送致	農業委員会へ許可申請
手数料の有無	あり	なし
その他	<ul style="list-style-type: none"> • 売買の場合、農業振興地域内の農用地区域のみが対象 • 売買の場合、税控除の特例を受けられない • 売買の場合、要件あり • 作付中でも契約可能 • 手続き開始から契約成立までに数ヶ月かかる 	<ul style="list-style-type: none"> • 全ての農地が対象 • 売買の場合、税控除の特例を受けられない • 面積要件なし • 対象農家の制限なし • 作付中は契約不可

令和7年4月以降はここが変わります!

- ・機構法による賃貸借契約は、手続きから契約が完了するまで少なくとも3か月の期間を要します。また、売買契約の場合は登記変更等の手続きもあるため、さらに期間を要します。農地の貸し借りや売買したい場合は、早めにご相談ください。
- ・売買の場合、各種税控除の特例を受けられるのは機構法による契約のみとなります。農地法3条による契約では、税控除の特例は受けられません。
- ・小作料の支払を物納でおこなう契約内容の場合、契約方法は農地法3条のみとなります。機構法では物納での小作料の支払ができません。
- ・令和7年4月以降の農地の賃貸借及び売買契約は、令和7年3月策定予定の地域計画（目標地図）と関連しています。地域計画（目標地図）は、農地一筆ごとの将来的な担い手を地域の農業者主体の協議により定めるものです。4月以降の農地の契約では、地域計画（目標地図）に位置づけられた担い手を確認しますので、耕作地のある地域で協議が開催される場合は積極的な参加をお願いします。

各種お問い合わせ先

農地の貸し借りについてのご相談は
三種町農業公社へ ☎85-3188

農地の売買、農地法3条による契約についてのご相談は
三種町農業委員会へ ☎85-4832